



国土交通省自動車局貨物課長の平成30年3月20日付行政書士法人エニシア宛の「法令適用事前確認手続 回答書」において、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。なお、当該運送行為が自己の生業と密接不可分で、その業務に付随して運送行為が行われるものであり、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められる場合や名目の如何に関わらず有償性が認められない場合には、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしているが、運送事業以外の事業に付帯して密接不可分のものであるかどうか等については、個々の事案ごとに判断する。」との見解が示されている。

当該見解は、運輸省貨物流通局陸上貨物監修の『逐条問答 貨物自動車運送事業法の運用』（第一法規出版株式会社、1991年）において示されている、「『他人の需要に応じ』とは、他人から依頼を受けた運送が運送事業以外の事業に附随したのではなく、独立して行われるということである。運送事業以外の事業に附随しているか、あるいは独立しているかどうかは社会通念上決定される。」という解釈と同趣旨のものと解される。

そして、『逐条問答 貨物自動車運送事業法の運用』（前掲）においては、「例えば、クリーニング店が利用者への配達をサービスとして行うことはその経営する事業に附随するものと言える」との例が示されている。

そこで、本件運送行為についてみると、本件運送行為は、A社のダイレクトメールの封入発送業務の中で、A社の従業員が、A社が所有する車両を用いて、Aの事業所から運送事業者の運送拠点までダイレクトメールを運送するものである。

すなわち、本件運送行為は、封入したダイレクトメールを発送するために当然に必要となる行為である上、また、運送距離も約5キロメートルにすぎず、本件運送行為がダイレクトメールの封入発送という一連の工程に占める作業負担及び時間は、大きく見積もっても全体の工程の10分の1にも満たない。

したがって、本件運送行為は、A社が受託しているダイレクトメールの封入発送業務と密接不可分のものであり、独立して行われるものとはいえ、また、作業負担及び時間が大きくないことから委託業務に附随して行われるものであるといえる。

よって、本件運送行為は、貨物自動車運送事業法第2条第2項の「他人の需要に応じ」という要件を満たさず、同項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当しないと解される。

なお、貨物自動車運送事業法第2条第2項の「有償」という要件については、『逐条問答 貨物自動車運送事業法の運用』において、「『有償で』とは、運送の対価として財物を収受することをいい、名目の如何を問わず、直接的又は間接的であるかを問わず、あるいは金銭又はその他の目的物であるかを問わない」という解釈が採られている。

A社は、本件運送行為を受託する場合と受託しない場合とを比較した場合におい

ては、前者のほうが若干ながら作業負担が増すことから、業務委託費用も若干高く設定することを想定しているが、本件運送行為は、そもそも上述のように「他人の需要に応じ」という要件を欠くことから、かかる価格設定についても貨物自動車運送事業法上何ら問題ないものと思料する（前述のクリーニング店の例でいえば、クリーニング店が利用者への配達を行う場合とクリーニング店に利用者が引き取りに来る場合とで前者の方が費用を高く設定することと同様であると思料する次第である。）。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しない。

5. 連絡先

大阪府中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル

北浜法律事務所・外国法共同事業

弁護士 三木 亨、弁護士 里 貴之

電 話 06-6202-1088

FAX 06-6202-1080